

3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。
(政策の調査、審議のための機関)

第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。

2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。

(市議会事務局職員の責務)

第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。

2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

説明

地方自治体は、市長も議員も共に市民から選挙されるという形をとっており、議会は、議決機関として、市長の市政運営が市民の意思に基づいて行われているかどうかをチェックしたり、これを評価したりする役目があります。ですから、市議会は、常に市民に対して開かれた議会運営を心がけ、議会への市民参加を積極的に進めていかなければなりません。

ここでは、市民の意思を的確にとらえて市長に政策提言していくことはもちろん、議会活動の内容を積極的に市民に説明して、市民と情報の共有を図っていくことを述べています。

また、市議会は、市民の意思を的確にとらえて市長に政策提言していくために、「附属機関」の設置が必要不可欠と考えています。第26条の見出しの「政策の調査、審議のための『機関』」には「附属機関」が含まれます。



第7章 市の執行機関の役割

(市長の責務)

第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。

(市の執行機関の責務)

第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。

(市の執行機関の組織運営)

第30条 市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。

2 市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。

(説明責任)

第31条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民にわかりやすく説明する責任を果たします。

2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を隨時報告するものとします。

(行政評価)

第32条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。

2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、市の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。

2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。

(市の執行機関の職員の責務)

第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。

2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。